

受水槽を設置のみなさまへ

貯水槽水道の 衛生管理を徹底しましょう

ビルやマンションなどの建物に受水槽を設置している水道は「貯水槽水道」と呼ばれ、その規模別に水道法や宮城県条例、仙台市要綱で規制や指導が行われております。

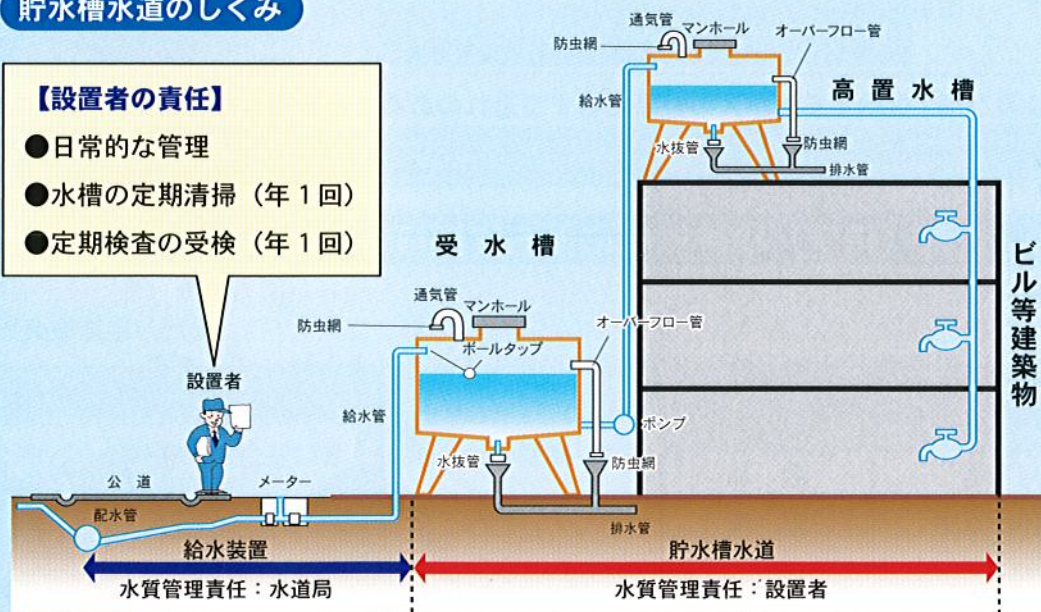
貯水槽水道は、水槽（受水槽・高置水槽）にいったん水道水をためてから各戸に水を供給する仕組みになっており、水槽の管理が不十分な場合、ごみや異物の混入、さびの発生などによって、汚れた水になるおそれがあります。

このため、設置者の方は水道法や宮城県条例、仙台市要綱の基準に基づいた水槽の日常的な管理の他、水槽の定期清掃を実施し、定期検査を行うようにしてください。

貯水槽水道のしくみ

【設置者の責任】

- 日常的な管理
- 水槽の定期清掃（年1回）
- 定期検査の受検（年1回）



仙 台 市

1 規制対象施設

規制の対象となる施設（高置水槽方式、加圧ポンプ方式など）は次のとおりです。

分類	受水槽の有効容量	根拠法令
簡易専用水道	10m ³ を超えるもの	水道法
簡易専用小水道	5m ³ 超～10m ³ 以下のもの	宮城県条例 ※
5m ³ 以下受水槽水道	5m ³ 以下のもの	仙台市要綱 ※

※ 宮城県条例：簡易給水施設等の規制に関する条例

※ 仙台市要綱：仙台市小規模簡易給水施設指導要綱

2 貯水槽水道の設置者の責任



2-1 管理基準

設置者は、多数の利用者の安全を確保するため、次に掲げる管理基準を守る責任があります。

項目	内容
水槽の清掃	水槽（受水槽及び高置水槽等）の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
水槽の点検	水槽その他の施設の状況を点検し、有害物や汚水等によって水が汚染されることのないように必要な措置を講じること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 受水槽及び高置水槽等の周囲の状態・亀裂・漏水箇所の有無・内部の状態・マンホールの状態・管（オーバーフロー管、通気管、水抜管等）の状態 </div>
水質検査	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準の項目のうち必要なものについて検査を行うこと。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 定期に平常項目の水質検査を行う必要はありませんが、水槽の補修等により、水槽を長期間に渡って使用しなかった場合には、使用再開時に平常項目の水質検査を行って下さい。 </div>
給水停止及び関係者への通知	供給する水が人の健康に害する恐れのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者に知らせること。

2-2 登録（指定）検査機関による定期検査受検義務

設置者は、毎年1回以上定期に、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（または宮城県知事の指定した検査機関）による検査を受けることとなっています（有料）。また、定期検査の結果については、設置者が保健所支所（衛生課）に報告をすることとなっています。

分類	検査義務
簡易専用水道	義務
簡易専用小水道	義務
5m ³ 以下受水槽水道	受検に努める



3 貯水槽水道に関する保健所への届出等

貯水槽水道の管理の適正を図るため、貯水槽水道の設置者等が遵守すべき事項は次のとおりとなっています。



3-1 保健所への届出

貯水槽水道を布設する場合や布設した時の事項を変更する場合、又は廃止等する場合は保健所支所（衛生課）に届出が必要となります。届出用紙は仙台市ホームページからダウンロードすることができます。

3-2 図面・書類の保管

適正な管理を行うために、設備の図面・書類は常時保管してください。

3-3 水質異常や事故が起きたとき

水質に異常を認めたとときや、給水された水により健康を害する恐れがあると分かったときは、次のような措置をとってください。

分類	対処方法
水質に異常を認めたととき	水質基準の項目のうち必要な事項について水質検査を行うこと。
供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったとき	直ちに給水を停止し、関係者（使用者など）に周知すること。

水質の異常のほか、事故が発生した場合は速やかに保健所支所（衛生課）に連絡し、その指示に従ってください。

4 保健所長による改善指導

保健所長は、水道法等の関係法令に基づき、衛生上問題があると認められた場合など、必要に応じて改善指示、給水停止命令、報告の徴収及び立入検査を行います。

5 罰則等

水道法等の関係法令に基づき、定期検査を受検しない場合など次のときは罰則が適用されることがあります。

罰則等が適用される場合
●定期検査を受けなかったとき ●保健所長による給水停止命令に違反したとき ●報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は職員の検査を拒み、妨げ、忌避したとき

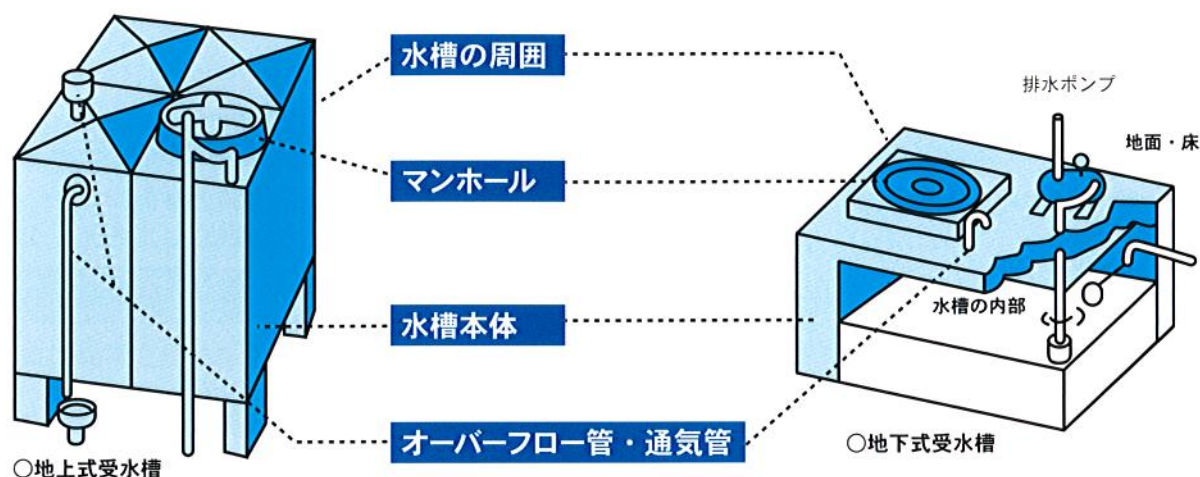
貯水槽水道の管理のポイント

■ 水質検査

飲み水のチェックは次の方法で行いましょう。
無色透明なガラス製のコップに給水栓から水を取り、次の項目を確認し、異常があれば、水質検査を実施しましょう。

- ⇒ 色が透明であること
- ⇒ 濁りがないこと
- ⇒ 異臭がしないこと
- ⇒ 味に異常がないこと

■ 受水槽の点検



① 水槽の周囲

水槽周辺は物置にせず清潔に保ちましょう。
特に地下式受水槽はマンホールの周辺から異物が混入しやすいので注意しましょう。

② マンホール

蓋が密閉型でなかったり、パッキン劣化などしていないかどうか確認しましょう。
特に屋外に設置してあるFRP製の水槽については、二重ぶたとすることが望ましいです。

③ 水槽の本体

水槽にひび割れや漏水している箇所がないかどうか確認しましょう。

④ オーバーフロー管・通気管

管端部の防虫網(耐蝕性・2mm目(12メッシュ)程度)が傷んでいたりしないか確認しましょう。

■ その他

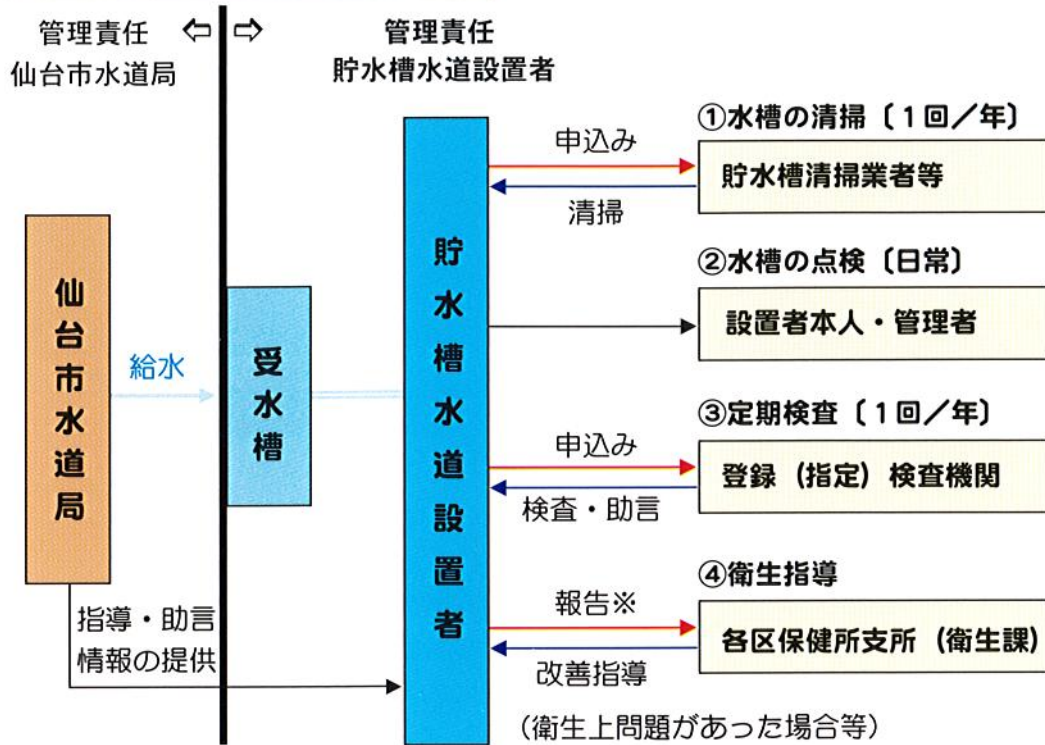
① 水槽内部の状態

清掃を毎年1回以上定期的に行っているか確認しましょう。

② 書類の保存

水槽の清掃の記録や点検記録等の書類は整理・保存しましょう。

貯水槽水道の管理のフロー

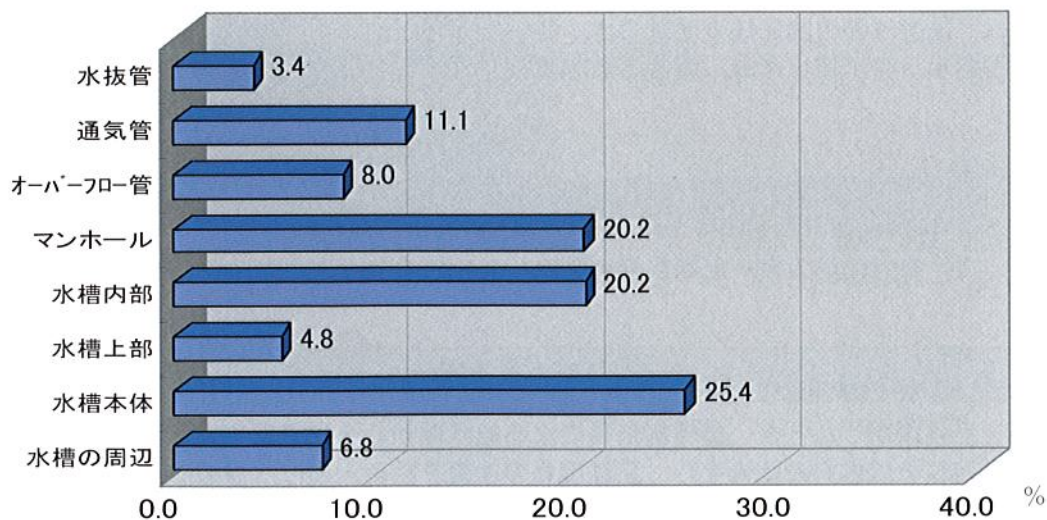


※ 定期検査の結果は、保健所支所(衛生課)に報告して下さい。

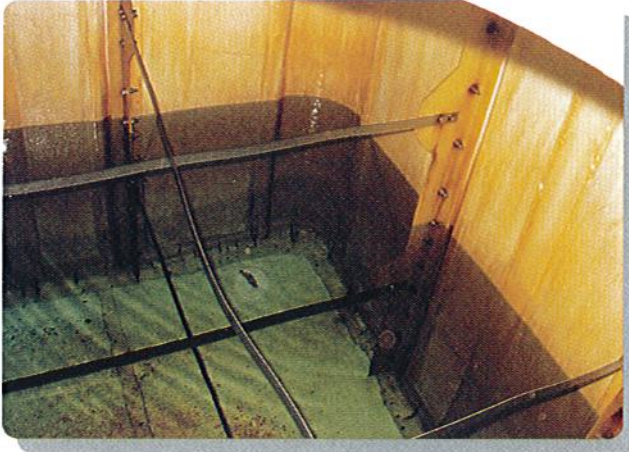
※ 登録(指定)検査機関の一覧については、仙台市ホームページをご覧ください。

【トピックス】

令和4年度の簡易専用水道における定期検査の結果、受水槽の不適合の内容は次のとおりとなっています。水槽本体の状態に次いで、マンホールの状態、水槽内部の状態が悪い事例が多く、全体の不適合事例の約66%を占めています。



貯水槽の維持管理不良による実例



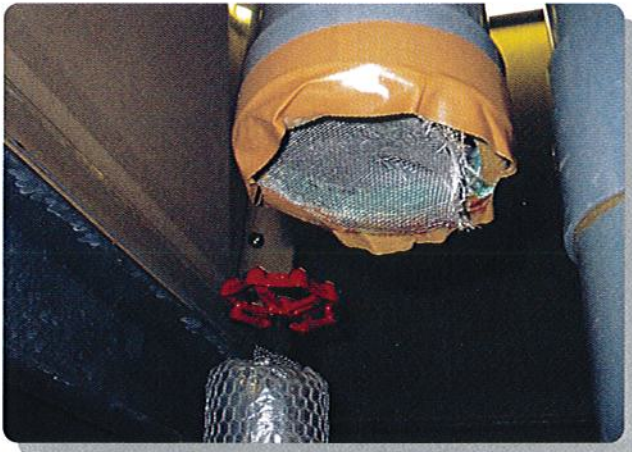
FRP製受水槽内のパネル締結ボルトの発錆



マンホール蓋パッキンの破損



通気管防虫網の破損



オーバーフロー管防虫網の破損



受水槽締結部から錆流出

◆お問い合わせは…

青葉区保健福祉センター	衛生課	TEL 225-7211 (内線6727 ~ 6729)
宮城野区保健福祉センター	衛生課	TEL 291-2111 (内線6724 ~ 6726)
若林区保健福祉センター	衛生課	TEL 282-1111 (内線6724 ~ 6725, 6727)
太白区保健福祉センター	衛生課	TEL 247-1111 (内線6724 ~ 6726)
泉区保健福祉センター	衛生課	TEL 372-3111 (内線6724 ~ 6726)
健康福祉局保健所	生活衛生課	TEL 214-8206 (直通)